

## (参考) 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直しの経緯について

令和2年8月31日

健康福祉部障害福祉事業課

### 1 千葉県袖ヶ浦福祉センターの概要

【施設構成】 (令和2年8月1日現在)

○更生園 (障害者支援施設) 定員 90 名 (実員 53 名)

・重度、最重度の知的障害のある成人が入所

○養育園 (福祉型障害児入所施設) 定員 40 名 (実員 14 名)

・中軽度から重度の知的障害のある児童等が入所

【設立年月日】 昭和41年7月

【管理運営】 設立時から千葉県社会福祉事業団に管理運営を委託 (平成18年度からは指定管理者制度を導入しており、千葉県社会福祉事業団を指定管理者に指定)

≪指定管理期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日 (第4期) ≫

【所在地】 千葉県袖ヶ浦市蔵波3108-1

#### ◆センターの経緯及び定員数の推移 (条例上の定員)

年度	S41	S42	S44	S49	S54	S57	H7	H18	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
経緯								指定管理 導入		事件		集中見直し期間						
										第三者検証委員会		見直し進捗管理委員会				検討会議		
更生園	70名			100名	250名	280名		120名	90名									
養育園	-	50名	100名		150名		80名								40名			

### 2 これまでの経緯

#### (1) 養育園の利用者死亡事件

- 平成25年11月に養育園の利用者 (19歳男性) が職員の暴行を受け死亡。
- 県は、事件を受けて、平成25年12月から26年2月にセンターの立入調査を実施。  
⇒確認された状況：平成16～25年度までの10年間で、虐待者15人 (被虐待者23人)
- 平成25年12月に、当分の間、養育園の新規利用者の受入れを停止する行政処分を行った。

#### (2) 千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の設置・審議【座長：弁護士 佐藤 彰一 氏】

- 平成26年1月、問題の全容を究明することを目的として設置。平成26年8月に最終報告 (答申) を知事に提出。

#### 【最終報告 (答申) の概要】

##### ○主な虐待の原因 (抜粋)

- 人材育成、人事配置、研修の不備。
- 県のチェック体制や外部チェック体制の不備。
- 県内各地から最重度の利用者が集中し、組織・人材ガバナンスが困難となっていた。

##### ○提言 (抜粋)

- 平成27～29年度を集中見直し期間に設定し、県の関与の下でセンター・事業団の見直しを進める。
- 大規模ケアからきめ細かな支援を可能とする少人数ケアに転換するため、利用者の民間施設・地域移行により定員規模を縮小する (半分程度を目指す)。

### (3) 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会の設置・審議【座長：弁護士 佐藤 彰一 氏】

平成 26 年 9 月、第三者検証委員会の最終報告に沿ったセンターの見直しに当たり、その実効性を確保するために設置。平成 30 年 8 月に総括評価（答申）を知事に提出。

#### 【総括評価（答申）の概要】

##### ○センター・事業団の改善に関する取り組み状況

- ・施設をより少なくし、バリアフリー化の工事など開放的で明るい住環境となるような取組が行われた。
- ・県による抜き打ち検査の実施や利用者本人を主体とした支援の質の向上のために外部専門職等によるパーソナルサポーターを派遣することなどにより権利擁護の仕組みの強化が図られた。

##### ○主な意見・評価

- ・食事の提供方法や外出機会の拡大等、利用者サービスの改善に向け一定の努力が認められる。
- ・定員規模の縮小について、養育園は定員半減を達成したが、更生園は移行がほとんど進まなかった。
- ・少人数を対象としたケアへの転換について、養育園は実現できつつあるが、更生園は大規模施設の集団処遇が続いている。建物の整備方針の提示がない。
- ・利用者が虐待のリスクなく暮らすという姿は実現できなかった。
- ・今後このまま現状を容認することは利用者の人権侵害にあたる。

##### ○提言（抜粋）

- ・更生園は、第六次千葉県障害者計画終了時点（令和 2 年度末）までに県立施設として存続するかを判断。
- ・センターに依拠しない県内全域の強度行動障害者の支援システムの構築を検討。
- ・更生園は、小規模で少人数ケアのできる建物とし、大規模入所施設としての建替えは行わない。
- ・養育園は、県立施設として指定管理による運営を継続するかを判断。
- ・児童相談所も含めた県内全域の障害児の療育環境の体制づくりを検討。
- ・養育園は、地域の中での小規模で少人数ケアのできる建物への建替えを検討。

### (4) 千葉県袖ヶ浦福祉センター検討会議の設置【議長：(社福) 横浜やまびこの里 志賀 利一 氏】

見直し進捗管理委員会の提言に沿って、県内の知的障害のある方の支援に係る幅広い関係者から、センターの今後や県内全域の重度の障害のある方の支援体制の構築について意見を聞くため、平成 30 年 12 月に設置し、令和元年 7 月までに 6 回開催し意見を集約。

#### 【検討会議の概要】

##### ○千葉県袖ヶ浦福祉センターの今後に関する主な意見

- ・現在は民間の支援レベルも上がっており、県立施設の優位性はない。
- ・支援のあり方を少人数のきめ細かなケアへ転換する必要がある。
- ・事件のあった施設で、今後も子供が生活するという事を考えると、好ましくない。
- ・高額な指定管理料をにかけているが、これだけの費用をかけなくても民間では十分に対応可能。

##### ○県内全域での支援システムの構築に関する主な意見

- ・重度の強度行動障害者が仕組みから漏れ落ちることがないように、県が関与する入所調整機能等が必要。
- ・施設等に入所した後においても、市町村と連携しながら、支援状況のフォローアップが必要。
- ・センターの一極集中による支援ではなく、各地域に民間による受け皿を整備して、民間ノウハウを活かした重度の強度行動障害者の支援体制を構築する必要。
- ・重度の強度行動障害者を受け入れるための施設設備や支援員加配に係る公的支援が必要である。

#### 【参考】用語の解説

行動障害：自傷行為や食べられないものを口に入れる等の健康を損ねる行動、他害行為や物を壊す等の周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が環境の変化等により生じる障害。  
強度行動障害：行動障害が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になる状態。  
重度の強度行動障害：強度行動障害のある方のうち、行動障害の程度が、本人や他者の命に関わる程重く支援の困難度が極めて高い状態。